

千葉県食品等安全・安心協議会委員の任期について

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 名 称 | 千葉県食品等安全・安心協議会 |
| 2 | 設置年月日 | 平成18年7月1日 |
| 3 | 設置根拠 | 千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例及び千葉県行政組織条例 |
| 4 | 業 務 内 容 | 食品等の安全・安心の確保に関する事項を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議する。 |
| 5 | 委員の任期 | 第2期 平成20年7月1日～平成22年6月30日 |
| 6 | 報 酬 等 | 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例に基づき支給 |